

「令和元年度基本構想進行管理」に対する意見

No.	分野等		件名	意見【原則的に原文どおり】	区の考え方	所管部
1	コミュニティ・産業・文化	地域コミュニティ	令和元年度基本構想進行管理についての意見	「地域コミュニティの活性化」の「中項目全体の成果・課題」に於いて、「地域コミュニティの活性化については、核となる町会・自治会において、マンション住民等に対する町会・自治会への加入促進と町会・自治会役員等の高齢化に伴う担い手不足が引き続き課題となっています」としているが、そうした課題がある一方で、文京区はワンルームマンションの規制（文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例）を強化しようとせず、放置しているのは問題である。所管部に「住環境課」を加え、文京区全体として整合性の取れた施策を展開すべきである。	文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第13条及び文京区宅地開発及び中高層建築物等の建設に関する指導要綱第27条で、入居者の町会・自治会への加入の促進に努めるよう規定し、建築主等に指導しております。	都市計画部 (区民部)
2	まちづくり・環境	住環境	令和元年度基本構想進行管理についての意見	「地域の魅力を生かした良好な景観まちづくり」の「中項目全体の成果・課題」に於いて、「「だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち」の更なる推進を図るため、区民等に景観形成の重要性の理解を促しながら、地域の景観に配慮したデザインとなるよう景観事前協議で指導を行うことで、良好な景観づくりを進めます」と記載しているが、「区民等に」ではなく、「事業者等に」とすべきである。 文京区民の大多数は「景観形成の重要性の理解」しており、は「景観形成の重要性の理解」していない事業者によって文京区の景観形成が損なわれる傾向があることが大問題である。 現状の記載では、こうした悪質な事業者を庇い、区民に責任を転嫁する印象を与えるものであり、文京区民としては許し難い記載であると言わざるを得ない。	区民等には事業者を含みますが、まずは区民の方々と協働して景観形成を図っていきたいという意味で、区民等という表現を用いています。	都市計画部
3	まちづくり・環境	住環境	令和元年度基本構想進行管理についての意見	「だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち」づくりに向け、基本構想実施計画の新たな「指標」として、「建築紛争件数」「あっせん件数」「調停件数」も加えるべきである。	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。	都市計画部

No.	分野等		件名	意見【原則的に原文どおり】	区の考え方	所管部
4	まちづくり・環境	災害対策	令和元年度基本構想進行管理についての意見	<p>災対03-01「熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化」に関連し、「避難確保計画」の作成が義務付けられた文京区内の「要配慮者利用施設」に於いては、令和元年11月20日時点で全施設が文京区に計画を提出していない。文京区は早急に全対象施設に対し、作成と提出を求めるとともに、文京区のHPに於いてどの施設が提出済みであるかどうか分かるように掲載すべきである。</p>	<p>土砂災害防止法に基づき、令和元年9月に、新たな土砂災害警戒区域等が92か所指定されたことを踏まえ、現在、対象となる要配慮者施設の特定を行っているところです。</p> <p>また、要配慮者施設を所管している部署と連携を図り、避難確保計画の作成等の支援を行ってまいります。</p>	総務部
5	まちづくり・環境	災害対策	令和元年度基本構想進行管理についての意見	<p>災対03-01「熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化」に関連し、文京区のHPに於いても、北区や新宿区、杉並区、荒川区などのHPにあるように、「要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について」（仮称）といったタイトルの専用ページをつくることを今後の方向性に盛り込むべきである。</p>	<p>土砂災害防止法に基づき、令和元年9月に、新たな土砂災害警戒区域等が92か所指定されたことを踏まえ、現在、対象となる要配慮者施設の特定を行っているところです。</p> <p>今後、他区の状況等を参考にしながら、ホームページにおいて、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に関するページを掲載してまいります。</p>	総務部
6	まちづくり・環境	災害対策	令和元年度基本構想進行管理についての意見	<p>文京区のHPのページに於いて「避難確保計画」の作成が義務付けられた「要配慮者利用施設一覧表」を掲載することを今後の方向性に盛り込むべきである。</p>	<p>土砂災害防止法に基づき、令和元年9月に、新たな土砂災害警戒区域等が92か所指定されたことを踏まえ、現在、対象となる要配慮者施設の特定を行っているところです。</p> <p>要配慮者施設の特定後、ホームページで「要配慮者利用施設一覧表」を掲載いたします。</p>	総務部
7	まちづくり・環境	災害対策	令和元年度基本構想進行管理についての意見	<p>他区のHPに掲載しているように、文京区のHPに於いても「避難確保計画作成の手引き及び様式」「避難確保計画作成に係わるQ&A」等を掲載することを今後の方向性に盛り込むべきである。</p>	<p>土砂災害防止法に基づき、令和元年9月に、新たな土砂災害警戒区域等が92か所指定されたことを踏まえ、現在、対象となる要配慮者施設の特定を行っているところです。</p> <p>今後、他区の状況等を参考にしながら、ホームページにおいて、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に関するページを掲載してまいります。</p>	総務部

No.	分野等		件名	意見【原則的に原文どおり】	区の考え方	所管部
8	まちづくり・環境	防犯・安全対策	令和元年度基本構想進行管理についての意見	<p>「放置自転車の削減等総合的な自転車対策による道路の安全性・快適性の向上」に於いて、「【取組状況・成果】放置自転車の警告・撤去回数の増加や一時利用制自転車駐車場の拡充、自転車シェアリング事業などにより、駅周辺の放置自転車は減少しています」「【課題】土日における放置自転車撤去の拡充と祝日・夜間における放置自転車対策が求められています」としているが、一部の閑静な住宅街の区道での放置自転車は目に余るものがあり、緊急車両の通行の妨げになっている。</p> <p>文京区は閑静な住宅街の区道での放置自転車を放置したり、見て見ぬふりをするのではなく、駅周辺と同様に放置自転車対策による道路の安全性・快適性の向上に全力を挙げるべきである。</p>	<p>道路上における放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行の妨げになります。区では、歩行者や車両が多いJR・地下鉄駅周辺を「自転車等の放置禁止区域」に指定し、放置されている自転車に警告を行い、一定時間経過した自転車について、放置自転車として即日撤去しております。また、「自転車等の放置禁止区域」以外の場所では、住民の方からの連絡等を踏まえて放置されている自転車に警告を行い、1週間程度経過した自転車について撤去しております。今後とも放置自転車については、警察等関係機関と協力しながら総合的な自転車対策を進め、道路の安全性・快適性の向上に努めてまいります。</p>	土木部